

平成27年11月16日

各 位

会 社 名 イーター電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 洋
(JASDAQ・コード 6891)
問い合わせ先 取締役管理部長 増田 幸一
(電話 03-3745-7762)

平成28年3月期第2四半期報告書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄(確認中)への指定見込みに関するお知らせ

当社は、平成28年3月期第2四半期報告書について、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める法定提出期限である平成27年11月16日までの提出が困難な見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出が遅延となった経緯

当社の関連会社におきまして、平成27年6月から7月にかけて税務調査が行われ、所得を増加するよう指導され、それに基づき平成27年9月11日に修正申告書を提出いたしました。その内容において監査法人より過去の費用処理についての修正及び期首の残高について修正の検討が必要であるとの指摘を受けました。なお、影響額については現在集計中です。

当社において修正申告書に記載されている内容についての証憑等の精査及びそれに伴う監査法人の追加のレビュー手続きも必要となることから、監査法人による四半期レビュー報告書の受領は平成28年3月期第2四半期報告書の提出期限では困難となり、また、申請書類のとりまとめや監査法人と見解の相違もあって時間を要した為、提出期限の延長申請を得ることが困難であると判断し、申請を取りやめたことにより平成27年11月16日までに間に合わない見込みとなりました。

2. 監理銘柄(確認中)への指定について

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、監理銘柄(確認中)に指定することとされております。よって当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、本日付で監理銘柄(確認中)に指定される見込みです。また平成27年12月16日までに平成28年3月期第2四半期報告書を提出できなかった場合には上場廃止となる見込みです。

3. 今後の見通し

平成28年3月期第2四半期報告書については、平成27年12月15日までに当社の精査及び監査法人の追加のレビュー手続きをする中で監査法人との見解の相違を解消して提出する予定です。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上